

近代政治史料収集の歩み 三

——井上毅と修史事業の再建——

桑原伸介

威、恍然得此数語、援筆書之、

毅

昨年一の春、憲政記念館に「憲政史特別展」の第二回展が開催された折、同展を参観して会場の壁面に掲げられた一面の扁額が目にとまった。

額には

自今一年、従事立憲、三年従事経済、又三年、従事国

典国語、

一、一身孤子、为国犠牲、以遂素志、聊可補前過、瀝精

耗神、亦何所吝、投難致節、甘如菁齋、

右六月十九日在金沢客舎、遙懷旧事、省悔前過、不堪痛

とある。井上毅自筆である。「自今一年従事立憲」とあるから、この箴言が成ったのは明治十九年頃のことであろうが、文中の「又三年従事国典国語」や「前過」とある字句が筆者の目を引いた。

井上毅は明治憲法、教育勅語を初めとして明治二十三、四年頃までに発布された重要な詔勅・法令の類で、彼の手にかからないものはあるまいといわれる程、いわば、明治国家形成期におけるその背柱造出のブレンであった。いうならば明治絶対国家の頭脳といつていい過ぎではなから

う。

井上は熊本細川藩の陪臣の子として生まれた。藩儒木下犀潭の門に学び、竹添進一郎と同門の双璧と称され、拔擢されて藩校時習館の居寮生となった。慶応三年に藩命により仏学(注二)を学びはしたが、この時代に成長した士人の例に洩れず、彼の素養は儒学、中でも実践道德と治国平天下を重んずる朱子学であり、この期の朱子学が折衷的要素を多分に持っていたとはいえ、まず最も保守的な学問を身につけていたといえる。

明治維新を迎えるに際して、細川藩は維新を先導した西南雄藩の間に位置しながら、その態度は終始曖昧を極め、倒幕運動に協力的でもなければ、むしろ消極的であり、佐幕的ですらあった。かかる藩情の中にあつて、既に藩のユリートの道を歩みつつあった青年井上毅の思想と姿勢は、右のような藩の方針といささかも齟齬するものではなかつたようである。

元治元年、時に二十二歳の井上は熊本郊外の沼山津に閑居中の横井小楠(注三)を訪ねている。この熊本実学党の創立者である耆宿に対して、若輩井上は学問と時務についてその意見を叩いたが、若き熊本藩の英才は牢固として抜き難い朱子学的思考で身を鑑い、ヤソ教を否定し、外国との交通交易の無用を主張して執拗に食ひ下がる。この時期の井上を理解するには、先頃坂井雄吉氏に『幕末、青年期の井

上毅』(注三)の労作がある。

明治元年は井上二十七歳である。上京して官途についた手初めは三年九月大学小舎長であった。小舎長とは、明治二年開校の大学の教官職制に見える少得業生のこと(明治三年三月改称)、その職務は「掌授句読、翻訳、治療等事」とあつて教官中最末席である。四年の暮、司法省に転じて十等出仕(注四)となるが、十等出仕といくらも優遇されたかに見えるのは藩命により修得した仏学が身を助けたか。その仏学は更に幸運をもたらすことになった。

明治五年四月初代司法卿江藤新平が就任した。この江藤によつて日本の司法制度の端緒が拓かれる。江藤は司法制度調査を目的に欧州各国派遣の命を受け、井上はその随員の一人に挙げられた。主役たる派遣理事官江藤は省務多忙で出発を延期、随員八名のみ先に出発して、この年の十一月にパリに着いている。出発を延期した江藤は延期したまま終に海外に足を延すことなく、征韓論に破れて下野、あまつさえ佐賀の乱に担がれて衆知のように刑死して果てる。井上は仏国留学を終えて六年九月に帰国した。

沼山津に横井小楠を訪ねてから、幕府の崩壊を迎えたのは僅か四年後である。明治維新の大転換に直面して、嘗ての鎖国を是とした攘夷の頭脳は急激な対応を迫られ、嘗て否定した外国交通を自ら実践して僅か一年に満たなかつたとはいえ、滞欧留学を終えて帰る。

井上はどのような眼でヨーロッパを視、どのような感懐を抱いて故国の土を踏んだであろうか。小楠に激しく食ってかかった二十二歳の井上から、その眼で欧州を視た九年後の井上には、当然回心ともいへべき翻意があつたらうことが想像される。

箴言中の「前過」とあるのは、その回心に相当するものかどうか、ともあれ彼における「前過」がその後の彼のスプリングボードになつたことは、箴言中に自らが証言するところで窺われる。

二

井上毅は明治二十八年三月十七日に死んだ。『梧陰存稿』(窪五)は生前その意志により、小中村義象^{窪五}の助力によって編纂され、没後九月に刊行された井上の文集である。二巻から成り一巻は国文篇、二巻は漢文篇となつてゐる。井上は第一巻の序文に曰く

己れ年少きころは好みて漢文を学び、なまじひに彫琢の業を勉めたりしが、中年の折より翻りて其の非を悟り、文部の職を受くるに当り公衆に向ひ漢文の廃止すへき事を明言し、己れの職務に拘らず一個人として有志の人の末列に加はり、誓ひて国文興起の盛運を扶くへしとの微志をも公にしたるは、ざりともとおもふ心の切なるより云々。

この序文の日付は明治二十八年三月であるから死の直前である。あるいは、編者の小中村義象の筆かもしれないと思われる程国文への傾倒が強く打ち出されている。仮に筆者が小中村としても、井上本人の意を受けて書かれた筈であるから、井上の意志と読んで問題はあるまい。漢学、それも保守的な朱子学を研鑽して人と成り、熊本藩というバスに乗り遅れた出身藩をバックにしながら、彼が官界に栄達の手掛りを得たのは、多年研鑽して得た漢学素養の文章力を、岩倉、大久保、伊藤の維新元勳に認められたに依る筈である。その井上に、「漢文を学びなまじひに彫琢の業」を勉めたことを、翻りて非と悟らしめた契機は何であつたか、それを彼は明らかにしていない。

井上の国文への開眼は小中村清矩に負うと推断して略誤りはあるまい。井上死去の年の七月、雑誌『国文』八号に、この国文学界の大御所的存在であつた文学博士にして貴族院議員の小中村清矩は「井上子爵の御霊の前に申す詞」なる誄詞を寄せている。

——おのれが君に始めてまみえしは明治十二年にて、君が内務省の事とり給ひし頃なりけり。それより此のかた親しくかたらひ給ふこと屢々なるに、おのれも又問はせ給ふことに答ふるを身の誉としけるからに、おほけなくも、参事院に、制度取調局に仕へ奉りて、古を考ふる任に当りたるも、蓋は君が推薦ならでやは……。

といっている。右によれば両者の出会いは明治十二年であつたらしい。井上は時に内閣大書記官兼内務大書記官であり、小中村は教部省から引続き内務省社寺局御用掛で、専ら神祇制度の調査に當つていた。

小中村は文政四年の生まれでその時既に五十八歳であつた。伊能穎則、本居内遠に学び、古代法制を重んじた伊能の学風を承けて律令、制度の学を得意とした。国学の本流平田派からすればむしろ傍系に属する学風であつたが、早く幕府の和学講談所に令の講義を以て頭われ、明治二年には大学中助教、十年に大学文学部の和文学講師に、十五年東京大学教授となつて、その建言により大学に古典講習科が開設された。開業演説にいう、

古典講習科を新に東京大学の中に設けられ生徒を募集して専ら我皇国の歴朝の事実、制度の沿革及び古今言詞の変遷等を考究せしめんとて、今日其教場を開くに付ては、当今の時勢により此古典講習科という専門の学科を必ず設立せざるべからざる所以——

と説いた。この古典講習科が大学和文学を代表した。ちなみに義象はこの古典講習科に学び、見込まれて小中村家の養子となつた。清矩は二十四年教授辞職後も講師として講義を続け、傍ら帝室制度取調委員であり、二十三年に貴族院議員に勅選され、まさに国史国文学界の大御所であつた。

井上は明治憲法を初めとして、多くの法案作成にたゞさわる中で古法制の知識を必要としたであろう。これが両者を結びつけ、井上の国典国文への開眼につながつたかと想像される。その結果が「又三年従事国典国語」となり、自ら国文をものし、和歌をひねるまでになつた。

もう一つ、両者の結びつきの延長に養子義象の存在がある。義象は先に挙げたように『梧陰存稿』の編者であるが、義象は井上と同郷である。しかし、この二人の結びつきは同郷の故ではない。存稿の跋文に義象が記すところを見れば、むしろ国典国語の故と見るべく、養父清矩を紹介しての結びつきであつたらう。

明治二十六年四月、井上文部大臣は大学史誌編纂掛廃止の断を下した。それは修史館史学の命脈を断つたことを意味した。井上は廃止の理由の一に文体を漢文とすることの非実用を挙げた。明治二十年代、反動思想の抬頭は外に對して国権回復運動となり、内にあつては国民固有の精神、道徳の尊重の声喧しく、周囲の状況既に然りであつた。名を非実用に借り、修史館史学を打倒した裏に「国典国語」の投影を見ても強ち牽強ではあるまい。

三

『日本新聞』（明治二十六年四月十四日付）に小中村義象は「修史事業停止に就き」の一文を寄せた。その要旨をい

えば、

修史は国家の大業倫理綱常の基である。古来国家を治めるもの最も此業を重しとし、明治二年聖勅ありて史館は開創された。爾来二十年、幾多の史臣之にたずさわり多額の資金を投入したるも一の成功を見ず、ついに今般文部省は史局を廢するに至ったが、文部省は修史の大業を不急とするものか。当局大臣は事理に明なる人、いかで此の業を不急とするものぞ。事ここに出でたるは積年の情弊を一掃せんとするにあり。凡そ修史家は才学識の三長を兼ねざるべからず、古文書を何千何百巻集めたりと誇示するも、いふところ瑣事に拘泥して大義名分を知らず、史学の要を知らず、且つ自ら開進の歴史家を以て任じながら、その実旧幕府時代の疎雑な脳髓に聊か漢文を知り古文書の一片を読みたるに過ぎず。時勢の觀察なく、国家と歴史との關係を度外に置いて、聖勅のあるところを忘るるに至る。かかる人物に我国史の大成を期することが出来ようか。

更に続けて、漢文という外国の文章を以て国史を書くの愚を挙げ、これ皆彼の漢学者輩一派の意見なるべく、いかで我国史の業を委任することを得ん。――

一読して文意の悪し様なまでの激しきであり、論難の矛先が修史館史学の総師重野安禔に向けられていることが分る。小中村義象にこの文があるのは、いわずして史誌編纂掛廢止の舞台裏を覗かせるものがあるが、当時、このよう

な評価しかなかったかという、そうではない。

『読売新聞』は同じ十四日から三日間連載して「史誌編纂」と題する巻頭社説を掲げた。要旨は次の通りである。

編者（史誌編纂掛をいう）は古文書・古史書を広く全国に求め、海外まで手を拡げる等々々二十余年間の研究の結果、百分の一、もしくは千分の一を世に示して非難の声絶えざるは理由のあるべきを思い、始末如何を聞かんことを期待したるに突如として編纂事業停止を見る。井上文部と従来の編纂と方針相容れざるより今回の結局を見るに至るとするも、停止の理由を公示せざるは暗中の一撃といふべく、詔勅に懐胎せし史局を死児のまま流産せしむるは遺憾といふべし。

史局開創以来二十余年、採集せし原料数万巻の多きに上り、編纂の史稿また復古記、復古外記五百余巻、史料四千数百巻、編年史百数十巻、其他臨時起稿せるものを併せ、局員の拮据経営の考課は、世間局外者が喋々その業績を非難する如き、事実を誣るものといふべし。近時、二三の流派朝野の間に生じ、確執争議は党争の觀を呈し、既往の編纂事業を「燒棄てよ」といわん許りの暴言あるは聞くに堪えず、その評価は編纂事業の再建と共に将来に待つべきである。

既往、史局がその成績を世に示さなかったのが第一の失点、この失点あるが為め二十余年経営の事実を世間は知ら

ず、編纂の利益を世に分つことが出来なかつた。世に示さなかつたのは筆を下すに慎重周密を尚びしと、金匱石室の秘を憚り、修史秘密の風を馴致したるためであらう。

あるいはその未完成を責むる人あり、事態を解せざる言である。至完大成の史編が一二代にて備わる筈がなく、事業完成云々をいは請負仕事の年期と賃金とを論ずると一般、史局がその功程を世に問わず、今回の井上文部の一撃に遭つて、局員は停止の理由を反問するを得ざりしを悲む。

編纂を担当せし人は当代の史家と呼ばれ、重任を委任せられて従事し来り、残る功程は二三年の作業にて、史料は埒氏の旧編に接し、余す所後一条帝紀以下二百年間を最大の欠漏とし、後醍醐帝紀以下の編年史は史料の索引を残し、以上二編を訂正補足すれば、古代より徳川氏の初代に至る国史材料は略備わると聞く。今中止の厄に遭い千仞の功を一篋に欠くに至る。

秘密を尚ぶより独占の弊生じ、完成を唱うるより障壁の形起り、史局割拠の勢い、局外之を窺う者、羨む者、疑う者、攻める者、陥れんとする者、乗せんとする者、而して内も固からず、内攻の腐敗外攻の衝突年月と共に増大、ついに今日の非局に至れるならん。

世上伝えいう。井上文部が史官解任の理由を明白に告げざるは掛員その人を信用せざるに出づと。生国は音に聞ゆ

る九州熊本、その学党根生忽ち現われ、異端邪説の輩は一刻たりとも委託すべからずの底意ありしか。二十六年度の予算既に決定せるものを無残一朝に停止せしむるは事物の中道を得たるものとはいひ難し。従来史局非難に力めたりし一派は新文部の明断となし、水戸派熊本流乗取りの好運際会と唱うるごときは響聲に堪えず。

史局編纂掛が主として国史の材料を集め、なるべく原体のままに抄略し、之に副うるに平年史に以てし、漢文に訳して索引通覧に便し、まず史書の宝庫をつくるに力を致したるは、功の収め易きを求めたるに非ず、弊害の少きを採りたるものと解すべく、非難すべき体裁に非ずして目今の事として比較上最良の法であらう。

浜尾総長は井上大臣の相談に預れると聞くの外、今後の方案を聞知せず。ヨモヤ水戸風熊本流の吹き荒れるまま、御手細工の小学校用教科書を検定顔せしむることく、勅選顔の史臣を文部に隸属せしむることはなかるべし。——末尾に「勅選顔の史臣云々」とは、如何なる人物を暗喻しての筆か、時に小中村清矩は勅選貴族院議員であつたが、ともあれ、この読売社説を見れば、史誌編纂掛廃止の舞台裏は、案外知る人は知っていたといえよう。

四

“暗中の一撃”は史誌編纂掛を闇に葬つた。では、文部

大臣井上は国史の編纂を忽諾に付したかという、その応えはまるきり逆である筈である。大日本憲法と教育勅語のそれぞれ起草に心を砕いた井上を想起しただけでも想像がつくよう、井上の国史に対する関心は政府要路者中最も大きかった筈である。むしろそうであればこそ、就任早々に史誌編纂掛廃止の居丈高な処置を採らせたと解することが出来よう。ここで井上の修史との関連で見落せないものに「大政紀要」の編纂がある。

公議政体は明治新政の旗じるしであり、明治十年を境に澎湃として全国を風靡した民権運動を経由して立憲政治の大勢が固まり、いよいよ憲法制定が最大指標となった明治十六年、帝室の将来に最大の危惧を抱いたのは岩倉具視であった。彼は、外国から招聘する顧問学者に日本固有の国体の由来を会得させる必要を痛感して、日本歴史の編纂を企て宮内省中に編纂局の設置を建議した。その結果岩倉が宮内省編纂局総裁心得となり、「皇国上古以来維新以後今日迄ノ大政ノ沿革ヲ簡明ニ編纂」することとなるが、この編纂企画に終始参与し、原案の立案に当たったのは井上である。計画では上・下編百余巻となる筈であったが、岩倉の逝去に遇い、編纂局も閉鎖されて、この「大政紀要」と銘打たれた政史は完成の域には達しなかった。編纂には委員長福羽美静（上編）、西周（下編）の兩名、委員に参事院、大政官奉職の官吏十数名が挙げられて従事したが、中に唯

一人東京大学教授小中村清矩の名があるのは見逃せない。原稿は未完成であったが続けて公刊の計画はあり、その為の仕上げが井上に持ち込まれた。当時参事院議官であった井上は、議官を免ぜられ宮内省御用掛として専念することを条件とした為、それは容れられず、公刊の計画も流れた。

右の「大政紀要」編纂の経緯に徴しても、それから十年を経たといえ、史誌編纂掛を潰した井上の脳裏に修史事業再建の構想のなかるう筈はなく、その覚書が次のように井上毅文書（梧陰文庫）中に見られる。

一 六国史ノ後ヲ継キ後醍醐天皇ヨリ徳川氏ニ至ル迄ノ編年史ヲ作ル事

一 前項ノ史料ヲ完成スル事

一 維新後明治二十三年ニ至ル迄ノ編年史ヲ撰修スル事

右修史局ノ三目的トス

一 史体ハ国文ヲ用ウ

一 史料ノ蒐集ハ蕪雜ヲ避ク

一 維新後ノ編年史稿ハ採聚博キヲ可トス

一 旧修史局ノ時新得ノ史料ニ依リ大日本史ノ誤ヲ正サ

ムトシタル如キハ編修ノ事業ト干渉ナシ但其ノ既ニ

成文存稿アルハ之ヲ類編シテ一ノ考異トスルコトヲ

妨ケス要ハ多岐ニ涉リ成績ヲ妨ケサルニ在リ

一 地誌編纂ハ姑ク之ヲ廃シ但既ニ集マレル誌料ハ部門

ヲ分チ類集シテ散佚ヲ戒ムヘシ(注七)

右の覚書を見るに、史体を国文にすることと編年史の年代に維新後を加えた外は、従来の史誌編纂掛の事業に変わるころはない。して見ると文体の選択のみが修史事業改廃の名目であったと解されることになるが、第三者の目を以てすれば、これはまことに怪訝の極みということになりはしないか。

井上はなりふり構わずに修史事業(でなく修史館史学であらう)を潰した。それだけに修史事業再建に腐心せざるを得ない立場に立ったようである。

時機悪くあたかも日清開戦の際であった。一切の新規事業は見合わせとなり、この障害を乗り越えるためにはなまなかの再建案では通用しなかつたろうことが想像される。先の覚書は幾度か練り直されねばならなかつた。この作業に他からの意見が徴されたことは当然であろう。

しかし、事業再発足の準備が完了する前に井上は宿痾再発して文部大臣の椅子を去らねばならなかつた。ついに自らの手で修史再開の幕を揚げるのが出来なかつたのである。井上自らが用意したと見られる請議案が提出され、決定を見たのは、次の文部大臣西園寺公望の名を以てなされた「帝国大学ニ史料編纂委員及助員ヲ置キ手当金ヲ支給ス」であつて、奇しくも井上他界の翌日、明治二十八年三月十八日であつた。

当時の新聞(金丸)は伝えていった。新事業はなるべく見合せの当節、一旦中止の事業改めて着手とは奇異の感あれど、此は前文部大臣井上毅氏が満腔の熱誠を注ぎたる法案であつて、氏は国史なきを憂うること一方ならず、在職中はいうも更なり、挂冠の後もこれをよそにせず、渡辺大蔵大臣が病氣見舞のため訪問せる時、余もし不幸にして斃ることあらば、国史完成のことは余が遺言ともして、是非決行せられたし。此の業もし成らずば死すとも瞑せざるべし——と。

五

井上毅文書中に修史事業再建の原案と目される請議案が残されている。「帝国大学修史事業継続ニ関スル請議」(金丸)と銘打たれた案文の全文を、まず次に掲げよう。

帝国大学ニ属セシ修史事業ハ修史局設置以来二十年ノ久シキヲ経ルモ尚其成績ノ観ル可キモノナク其編纂ノ文体モ今日ノ実用ニ適セサル漢文ヲ用キ奇僻ニ流ル、ノ嫌アルヲ以テ本官ハ去二十六年三月閣議ヲ経テ其ノ事業ノ停止ヲ命シタリ然ルニ当時略々陳述セシカ如ク国史ヲ完成スルノ挙ハ国家ノ要務ニ属スルヲ以テ斯ノ如クニシテ在再歲月ヲ空過スルハ事ノ宜シキヲ得サルノミナラス從來之カ為ニ費シタル幾多ノ労力及巨万ノ資財ハ徒ニ水泡ニ属セントスル恐アリ殊ニ第六議會ニ於テ貴族院ハ其決

議ヲ以テ国庫ヨリ近世史料蒐集ノ經費ヲ補助センコトヲ
建議セリ。今ニシテ漫然其ノ事ヲ緩クスルハ本官が当初
此ノ事業ヲ停止シタル意ニ非サルナリ

右ノ理由ニ依リ本官ハ明治廿八年度ヨリ一旦停止セシ
帝國大学ニ於ケル修史事〔業〕ヲ継続シ適任ノ人ヲ選ミ
テ修撰ノ任ニ當テ前日ノ方針ヲ變更シ普通ノ国文ヲ以テ
史体トシ織田豊臣以降今日ニ至ルマテノ事蹟ヲ編纂セシ
メントス

庶幾クハ玆ニ數百年殘欠セシ国史ヲ完備スルコトヲ得ン

右 閣議ヲ請フ

年 月 日

文部大臣

総理大臣宛

この草案には冒頭に明治二十七年六月二十日と日付が明
記され、内容は一読して先の覚書がそのまま盛り込まれて
いることが分る。この案は大臣以下の認定欄に会計課長と
専門学務局長の両者だけが押印を了し、会計課長の印の下
に「要再回」の角印が押された未裁定の稟議資料である。

この請議案が如何なる理由で「要再回〔議〕」になった
か、その理由は不明である。井上の病氣辞任は明治二十七
年八月二十九日であった。偶々同日付の渡辺大蔵大臣宛井
上書簡が残されている(註一〇)。

書簡の追って書きにこうある。

特に相願候件あり、彼の大学史料編纂事業は、劈頭に
は詔命もあり、三条公総裁として名儒を蒐集し、前後費
用四十万円に上るへし、而して堆き反故を得たるに過ぎ
ず、何分申分け無き事に有之候、せめて已に七八分成就
し居る史料を今少し之費に而整頓し、前人之緒を完く
し、後人之利益を貽すは、小官之責任と存候而、昨年停
止之時も已に其意味を以而上申いたし置候、然処本年は
日清之件に付、尋常一般之事は中止之閣議に候へは、本
年之予算には之を省き候而、予算に拘らず史料統修之提
議は、閣裁を経候事、小官之冀望に有之候、右閣議案は
現今御手元に有之候と存候へは、願くは本年予算には除
くの旨、御附箋之上閣議相運候様御取成被下候は、本
望之至奉存候、再拜(カナ書統一)

この追って書きに依れば、井上辞任当時、既に大学史料
編纂事業の閣議案が上程されていたことが分る。そして
又、追って書きは既往の修史事業を「堆き反故を得たるに
過ぎず」と一方に貶しながら、「七八分成就し居る史料を
今少しの費にて整頓し、前人の緒を完くし、後人の利益を
貽すは、小官の責任」と強調するよう、ここでは国史編纂
のことをひとまず措き、せめて史料統修なり実施したいと
する井上の意向が表明されている。

井上辞任は先に掲げた請議案の日付六月二十日を隔たる
二月後である。この二月の間に、国史を完成するを国家の

要務とし、其の事を緩くするは本官が事業を停止したる意に非ずとした方針から大幅な後退を示したことになる。

八月一日日本は清国に対し宣戦を布告した。この時局に際会して井上は予算処置を採らないことを前提に、史料統修の提議の閣裁を得たいと念願した。この方針変更は一に時局に由来するやむを得ざる変更であつたらうか。いづれにしるこの時の閣議提出案は日の目を見るに至らなかつた。

六

これまで触れて来た六月二十日付請議案を再建修史事業の素案とすれば、この素案はその後において朱筆、墨書による加筆訂正の跡を残している。

重要な訂正の要点と思われる井上自筆の細字による欄外書入れを挙げれば次の通りである。

今其ノ遺業ノ継クヘキ者ヲ按スルニ所謂史稿ナルモノ凡 冊ハ漢文ヲ以テ成ルモノニシテ幾ト無用ノ長物ニ属ス、唯其ノ所謂史料ナルモノニ至リテハ已ニ総計五千余冊ニ上リ将来史家編纂并ニ史学ノ考索ニ於テ有益ノ資料ヲ予フルモノタルハ疑ナシ、(中略)其ノ他既成ノ部仍蕪雜ニシテ更ニ訂正ヲ要シ全部ノ体制ヲ統一整理シテ始メテ世ニ公ニスルヲ得ントス、今此ノ遺業ヲ廃棄シテ既成ノ資料ヲ併セテ之ヲ散佚ニ任スルハ世ノ洪益ヲ湮没

スルノミナラズ、又先覚ノ勞績ヲ曠如スルノ責ヲ免レザラントス

これを見ると、この書入れを為した時点において、井上の意向は国史編修の事業より史料編纂の事業に、その重点を移したと推測される。

この方針変更は、次に用意されたと覚しきその後の請議案(注一)の上に明瞭となる。方針変更を示す箇所はこうある。

先ツ専ラ史料ノ蒐集編纂ニ当ラシメ五箇年ヲ期シ其大成ヲ謀ラントス庶幾クハ史料整備ノ後他年完全ナル国史ヲ編纂スルコトヲ得ン

即ち、史料編纂の事業を前面に謳い、井上にして見れば、最も急務である筈の国史の編纂は期を画さない他年の期待事項に退いている。

翌二十八年三月十八日文部大臣西園寺公望名を以て閣議に提出可決された請議案「帝国大学ニ史料編纂委員及助員ヲ置キ手当金ヲ支給ス」において、方針変更は決定的であつた。

帝国大学ニ於ケル修史事業ハ明治二十六年三月閣議ヲ経テ一旦中止シタルモ国史ノ完備ハ国家ノ要務ニシテ固ヨリ之ヲ廃棄スヘキニアラス、今其方法ヲ改メテ先ツ専ラ史料ノ編纂整頓ヲ為スコト、ナシ、明治二十八年度ヨリ向五箇年度ヲ期シ、之ヲ完成セシメントス、(以下略)

ついに国史は、完備するを国家の要務——と抽象するのみで、国史編纂の日程について全く触れるところはなかつた。史料の編纂が再建修史事業の看板となつた。

この事業方針の変更を井上は生前十分承知して、残さるか彼の手許において用意されたものであること、残された井上文書中の請議案が立証することは先に見た通りである。

井上は文部大臣就任早々、大臣権限の段平を振りかざして修史館史学放逐のために史誌編纂掛を潰した。廃止の名目の第一は「古文書ヲ検探シテ事蹟ノ考証ヲ専ラニスト雖今ニ至テ二十年間尙其成績ノ觀ルヘキモノナシ」であつた。そこにいう成績とは国史編纂そのことを指し、古文書の検探・事蹟の考証はむしろ非難排斥さるべきこととして挙げられた。

古文書の検探といい、事蹟の考証といい、いずれも史料の収集に並行した作業であり、その作業を抜きにして史料の収集・編纂はあり得ない。明治十八年以来、重野、久米、星野等は手を分けて関東、関西、九州へ史料採訪の旅に出たのを始めとして、史料発掘に努め、得るところの文書六六、六二六通、書籍七、八六三冊に達し、それを編纂して史料四千六百余冊を積み上げた。

もし文部大臣井上に、後に自記して「史料ハ将来史家編纂并ニ史学ノ考索ニ有益ノ資料タルハ疑ナシ」の認識が最

初にあつたならば、修史館史学ニ史誌編纂掛に対する対応は形を変えざるを得ず、その評価がなかつたからこそ真向から業績云々を非難する言葉となつたと見られよう。

再建修史事業は、確然、史料の編纂を看板とした。ここに至つては国史の編纂を国家の要務とし、それを楯に史誌編纂掛を廃絶した井上の面目いづくにありやということになりはしないだらうか。

七

国文による国史編纂の井上素案は実現を見ず、再建修史事業は換骨奪胎したに等しい史料の編纂だけとなつた。

この結果は井上の執心のありようを見て来た目には意外という外はないが、ここに至つた事情の委曲は明確でない。もしそれを日清開戦の財政事情による背景にのみ求めるのはどうであらうか。そうであれば再建事業の展望の中に、当然国史編纂の日程が顔を出すべきであらう。

むしろそれは、当時の誰の目にも明らかな肯綮に当たる意見の前に、国文派の主張が譲歩せざるを得なかつたと見る方が妥当ではなからうか。

その第三者的意见を代表するものに、時の文科大学長外山正一の意見(註二)がある。それは要約して次のようなものであつた。

先ず冒頭に、新たに掛員を設け国史編纂を継続すること

は無益なばかりか弊害が多いと極めつける。人文未開の時代は国が国史編纂を営むのも止むを得ないが、人文開けた今日にあっては私人にして歴史を編纂することは一般となる。官撰といひ私撰といつても、つまりは歴史家個人の思惟解釈に依るものであれば、多少の偏頗褒貶は避け難い。官撰となれば世人はこれに信用を置く。もしこれに不正確な事実を載せる時は、その弊害は私撰の比でなく後世を誤ることとなる。従つて国家は自ら国史を編纂することを断じて為すべきでない。

ただし、従来の史誌編纂掛の事業中将来に継続すべきものがある。それは史料編纂の事業である。史料は、国家編纂の歴史が正史伝播の爲めに有害であるのに対して、むしろ一日も欠くべからざるものであり、修史局以来の事業中最も価値あるものは五千冊に近い編纂史料であらう。且つ又、この事業は従前のように事々しく掛員を設けなくとも、文科大学史学科国史科に史学研究室を設けて、史学研究の旁ら教授助教に助手数名を宛てて、史料事業を為せば、十分成果を挙げることが出来よう。

この意見書の日付は明治二十六年四月十四日であり、意見の内容は当時誰もが納得し得る説得性を持ったに違いない。井上の請議案修正の跡は外山意見を受け容れたものであるし、再建修史事業の輪廓はほぼその通りになった。

この他にも高津敏三郎（文科大学講師）（註三）池田晃淵

（元修史局掌記）（註四）星野恒（文科大学教授・元修史局編纂）（註五）及び無署名意見（註六）一点、いずれも外山意見に近い史料編纂を第一に挙げた意見書が井上文書中に残されており、これらが当時の学界の公平な意見を代表するものであつたらう。

欧州に留学、史学を専攻した新帰朝の坪井九馬三は雑誌『太陽』（一卷二号、明治二十八年二月）に「史料の編纂は目下の急務たるを論ず」を寄せ、我国史の有様は殆んど荒蕪の野ともいうべき状態で、古来の歴史は歴史事実の一部を集録するのみ、これを史学的著書と見ることは出来ない。史学的にせんとすれば、まず材料を収集せざるべからず、材料は日記類、文書類及び遺物の三者にして追々散佚の危険に瀕せり、これ史料収集の目下の急務たる所以であると説いた。この坪井意見も当時の学界意見を代表する傍証とすることが出来よう。

明治二十八年四月一日文部省は文科大学内に史料編纂掛設置の旨を公布した。

新委員に文科大学教授星野恒、同助教教授三上参次が任せられ、もう一名同教授栗田寛が擬せられていたが、栗田は老齢を以て辞し、その代役として挙げられたのは小中村義象であった。『国学院雑誌』彙報欄（註七）はこれを伝えて「栗田寛氏が大学の史料編纂委員の任命を辞せしより、その候補者撰定中、闡はいよいよ小中村義象氏の上に落ちた

り」と報じた。以て小中村義象が渦中の人だったことを窺わせる。委員の外、助員十三名、写字生四十名が再発足史料編纂掛の陣容であった。

再建された史料編纂掛は初め五ヶ年を期して発足したが、五年目の明治三十三年、継続して編纂史料の修正増補と逐次出版に着手することになり、更に五年を経た明治三十八年始めて予算が議會を通過すると共に官制が公布された。三十三年に着手された出版『大日本史料』『大日本古文書』は今日迄続刊され、掛もその後拡充されて昭和四年史料編纂所と改称、今日の東京大学史料編纂所に至っている。

筆者は明治六年欧州留学から帰った井上に、ある種の回心があつたろうことを想定して、一つの設問を試みた。この小稿は、もちろんそれを検証しようとしたものでないが、修史事業に対する井上の関わりを見て来て、彼自らが描いた軌跡を冒頭に掲げた箴言と重ね合わせて見る時、井上という「前過」は筆者の想像するとき回心には当らず、設問自体当を失したというべきかもしれない。

(八〇・六・五)

註

(一) 長崎遊学の許可を受けたのが慶応三年一月、病氣延引して九月に遊学請書を呈示したが、長崎では仏学修業し難く横浜(仏蘭西学伝習所)へ差遣された旨を願ひ出て、九月末横浜へ向け熊本を出発——年譜「遊学一卷帳」

(二) 越前藩主松平慶永の賓師であつた小楠は文久二年江戸に出て国は七箇条を建言、この時暴徒に襲撃されて逃れ帰り、翌年帰藩した。藩庁は小楠が刺客に抗しなかつたことを理由に世禄を没収閉居させた。坂本竜馬等天下の志士がその山荘を訪うたが、藩校の後輩井上は対談を記録して「横井沼山問答書留」を残した。

(三) 『明治国家の権力と思想』小西四郎・遠山茂樹編 昭和五十四年吉川弘文館所収

(四) 転任の手引者は鶴田皓か。鶴田は元佐賀の人、明治二年大学少助教、三年刑部省大録、四年司法省に転じた。鶴田の世話で井上は司法省に出頭翻訳に従事している(年譜)。井上の転任はこの後である。鶴田井上共に欧州差遣随員、鶴田は司法畑を歩き、後、参事院議員、元老院議員、明治二十一年没。

(五) 『梧陰存稿』井上毅著 六合館 明治二十八年九月刊 和二冊

(六) 小中村義象 一八六四—一九二三、熊本藩士池辺軍次二男、明治十九年東京帝國大学古典講習科卒、小中村清矩養子となり、宮内省圖書寮、第一高等学校、女子高等師範学校等に奉職、清矩没後池辺家に復姓。

(七) 修史事業覚書 梧陰文庫B—三二一、『井上毅伝』史料篇第五所収

(八) 『国学院雑誌』第三(明治二十八年一月)彙報欄に『国会』『日本新聞』の記事として引用紹介。

(九) 梧陰文庫B—三二一〇

(一〇) 『井上毅伝』史料篇第四所収

- (一一) 梧陰文庫B―三二一七
(一二) 「修史及史料事業ニ関スル意見」外山正一 梧陰文庫B―三二二
(一三) 「国史編纂事業ニ就キテ意見」高津敏二郎 梧陰文庫B―三二九
(一四) 「修史事業ニ付鄙見」池田晃淵 梧陰文庫B―三二二三
(一五) 「史料事業ニ関スル星野教授ノ意見」星野恒 梧陰文庫B―三二四
(一六) 「史誌編纂ニ就キテノ意見」梧陰文庫B―三二二一
(一七) 『国学院雑誌』第九(明治二十八年七月)
- (くわばら のぶすけ 憲政資料室)